



「命を守る弁護士」

柴田 かつゆき

衆議院東京16区総支部長

しばかつ通信 第009号(2024.7.8)

後援会員募集中！

通常国会を振り返って
—政権交代で「国民のための政治」を—

【こども・子育て支援金】

6月23日に閉会した通常国会では、子ども関係予算の財源確保のため、2026年から年1兆円の「こども・子育て支援金」が、医療保険料と併せて徴収されることになりました。

この支援金制度は、子育て世代の手取り額を減らすばかりでなく、事業主の負担も重くして賃上げをしにくくし、正規雇用の抑制にも繋がりかねません。岸田首相が「増税」をしたくないために無理やり医療保険料と併せて徴収することで、本来の目的である子育て支援に逆行する結果になっています。

【防衛費増額】

令和6年度の防衛費は、前年度の6.8兆円から7.9兆円に増額しました。そのうち半額近くが「歳出化経費」（昔の契約に基づいて今年度に支払う、要するに「ローン」の支払い）です。

財務省によれば「防衛費倍増」のためには年間1兆円の「防衛増税」が必要ですが、岸田首相は自らの延命のために増税を先送りし、防衛費増額のみが先行する危ない状況になっています。

【巨額の予備費計上】

政府は予算成立を急ぐ理由として「能登半島地震の復旧・復興を進めるため」を強調しましたが、実際には2024年度予算に具体的な復旧・復興予算は含まれておらず、1兆円計上された予備費で対応するものとされました。

コロナ禍の2020年以降、巨額の予備費計上が続いているが、岸田政権では国会のチェックが利かない予備費を利用して、合理性に疑問のある費用を多額に支出しています。

【入管法改正】

外国人の技能実習制度は、低賃金、長時間労働、パワハラ・セクハラ、労災隠し、不当解雇、ブローカーへの前借金や高額な手数料などの問題から「奴隸労働」とも批判されてきました。

今回の改正で技能実習制度に代えて「育成就労制度」が導入されますが、指摘されてきた問題への対応は全く不十分です。そればかりか、今回の改正には軽微な入管法違反でも永住許可取消しを可能とすることや、労働者派遣形態の導入などの改悪も含まれており、日本が、外国人が安心して働きに来られない「選ばれない国」になることが懸念されます。

【共同親権】

離婚の際に子の親権を父母双方が持つ共同親権が2026年から導入されます（その前の離婚でも家庭裁判所の決定で共同親権に変更できます）。

共同親権についてはDV・虐待の被害当事者の方々から強い懸念が表明されていましたが、特に父母の合意がない場合に裁判所が定める非合意型強制共同親権について、その懸念を解消する措置が十分に講じられたとはいえず、裁判所の体制の整備も問題です。離婚後の養育費の公的立替払い制度が実現できなかったことも課題です。

【地方自治法改正】

今回の地方自治法改正で、一定の場合には大臣が地方公共団体に「指示」ができるようになりました。

しかし憲法第92条の「地方自治の本旨」は、国と地方公共団体の関係を「上下主従」ではなく「対等協力」関

係とすることを求めていいます。従来、国の方公共団体に対する指示権は例外的に認められていましたが、今回の改正は政府の「指示」により地方自治が侵害される危険が高いものです。改正の理由とされたコロナ禍や災害への対応の不十分さは説得力がありません。

【憲法改正】

岸田首相は憲法改正に強い意欲を示しており、今国会では自民・公明・維新・国民民主などが、緊急事態に国会議員の任期を延長する改憲条文案の作成に合意しました。

しかし、現憲法には既に参議院の緊急集会の制度があるため国会議員の任期延長は必要性に乏しく、さらなる改憲(9条への自衛隊明記など)を目的とした「お試し改憲」としか思えません。

【政治資金規正法の改正】

今国会は、自民党のパーティー券裏金問題への対応が最大の問題となつた「裏金国会」でしたが、案の定、事実関係の解明も裏金議員への処分も不十分なまま、中途半端な政治資金規正法改正案が与党の数の力で押し通されました。

改正のポイントは、①国会議員に政治団体の収支報告書を確認する義務を

負わせ、確認を怠った場合には公民権停止となりうる制度の導入、②使途が明らかにされない「政策活動費」につき、支出の「年月」と「項目別金額」を報告させ、第三者機関によるチェックと10年後の領収書等の公開を今後検討する、③政治資金パーティ券の購入者公開基準を「20万円超」から「5万円超」まで引き下げるなどですが、①が「確認した」と主張すれば容易に処罰を免れうる「なんちゃって連座制」であるなど全く不十分なものです。

以上述べた通常国会の結果からしても、自民党が与党である限りは国民のことを考えた政治は実現しないことが明確になったと私は考えます。

次の衆議院総選挙での政権交代により、本当に国民のためになる政治が実現するよう、皆様のご支援をお願いいたします。

後援会員募集中！！

「柴田かつゆき後援会」では会員を大募集中です！会費は無料、柴田かつゆきを応援したい、と思ってくださる方でしたら、年齢・住所・国籍等問わずどなたでも入会可能です。

お申込みは office.kshibata@gmail.com
または電話 050-8886-1651 まで！

柴田かつゆき事務所 公認キャラクター
しばかつくん

柴田かつゆき プロフィール

1968年10月生まれ 開成高校・東京大学法学部卒業 弁護士

元：司法研修所教官、第二東京弁護士会副会長、森・濱田松本法律事務所パートナー

座右の銘：不貪不瞋不痴（みんなのために、明るく、頑張る）、実力も運のうち

編集後記 事務所スタッフの「独り言」

みなさま、初めまして。スタッフNに代わり、編集後記を担当いたします、スタッフKです。江戸川区っ子として育ち、一時は区外におりましたが、恋しき潮風の香りに誘われ、舞い戻りました。突然ですが、今この文章をスマホでしたためております。しかし、最近の学生さんは課題レポートをスマホだけで作成するそうです。やりづらそう！とも思いますが、文化や価値観は若者によってアップデートされ、いずれはスタンダードとなっていきます。なので、私も負けじとスマホだけでポチポチと書いてみています。そんな文章がみなさまのお手元に届くころ、日本にはどのような“風”が吹いているでしょうか。

暑い日が続きます、エアコンの風にもお気を付けて過ごされてください。健康第一！

SNS更新中！

QRコードよりチェック！



柴田かつゆき事務所

〒134-0091 東京都江戸川区船堀1-4-10 第2乙女屋マンション604

電話：050-8886-1651 FAX：050-3488-7290 メール：office.kshibata@gmail.com